

新見市オリジナルICOCA 加盟店一覧表

スーパー		化粧品		文具・OA機器		飲食店	
正田	サンパーク 新見店	高尾	シゲタ化粧品店	高尾	(有)フナコシ	井倉	ふるさと民芸茶屋
高尾	(株)まるだい プラザ店	西方	江川化粧品店	新見	(有)佐々木文正堂	上市	おかやまジビエみなみ
	Aコープあしん	写真業		クリーニング		草間	カフェ・オトノハ
	フレスタ 新見店	高尾	相知写真館	高尾	(有)森永クリーニング	正田	あしん広場 焼肉レストラン千屋牛
	リカーズ 新見店	資材店		印刷物		高尾	&カフェ 寿司一
神郷下神代	(有)ライフストア	正田	あしん広場 グリーンセンター	金谷	(株)二鶴堂		いんでいら
哲西町矢田	ささきストアー	メガネ・コンタクトレンズ・補聴器		代書業			お好み焼き あい
飲食料品店		高尾	セイコー堂	大佐小阪部	行政書士 藤沢正則事務所		仕出し もり
金谷	(有)中山精肉店		メガネ21岡山新見店	携帯電話販売			新菜苑
西方	YショップNiUサクセス店	大佐小阪部	ナンバ時計店	正田	ドコモショップ 新見店		関侯
唐松	MSファーム(株)	おもちゃ・ペビー用品		ガソリンスタンド			名代中華そば 山金
大佐田治部	福島商店	高尾	ドンドン	新見	新見SS		錦寿司
和洋菓子製造販売		雑貨店		大佐小阪部	(株)安達建設		まるしげ
金谷	さつき屋 金谷本店	高尾	ダイソー にいみプラザ店		(有)井山商店		みいちゃん
高尾	さつき屋 プラザ店	神郷下神代	アトリエ カシユカシユ	大佐田治部	(有)池田石油	メルヘン	
新見	和洋菓子司 青柳本舗	哲多町蚊家	Azjina	哲西町畑木	給遊館182	焼肉・ステーキ 牛弘	
直売所・特産品販売		マッサージ・整体		哲西町矢田	生熊石油	カフェ&居酒屋 紬	
正田	あしん広場 特産館	上熊谷	KUMATANI Spa&Massage	家電量販店		喫茶 美香	
西方	新見市観光案内所	バイク・自動車販売		新見	エディオン 新見店	にいみ茶屋	
哲西町大野部	(株)米見	哲西町畑木	(有)渡川自動車	電気店		焼肉 金山	
哲西町矢田	道の駅 鯉が窪	自動車販売及び修理		新見	家元電気(株)	あじ彩	
薬局		石蟹	(株)自光モーターズ	美術館		味の庄 伯備	
正田	ザグザグ新見店	大佐小阪部	北備自動車修理工場(有)	西方	新見美術館	海州	
高尾	ザグザグ新見高尾店	哲西町畑木	(有)一見	カフェ・レンタルスペース・サロン		カフェ SAVOY	
	安達太陽堂	衣料・身の回り取扱店		西方	Loyce	喫茶 庄(新見美術館内)	
新見	新見堂薬局	正田	ミカミ サンパーク店	ホームセンター		ペーカリーカフェSUN-SUN	
	西井山陽堂薬局	高尾	(有)セムラスポーツ	正田	(株)ジュンテンドー新見店	頌山堂・カフェ標	
温浴施設			バリエ 新見店	西方	コメリ H&G 新見店	アーリーモーニング	
神郷高瀬	神郷温泉		まるみや	刃物製造販売		らーめん大和	
千屋花見	新見千屋温泉いぶきの里		ミカミ プラザ店	西方	三輪刃物工場	哲西町矢田 道の駅 鯉が窪 山野彩館	
ギフトショップ		豊永佐伏	藤野商店	理容・美容店		哲多町宮河内 哲多食源の里 祥華	
新見	(有)マルタ開発	新見	TO-BE	高尾	美・美	神郷下神代 ニューなかよし	
		大佐小阪部	安藤衣料品店		ヘアサロン みかみ	バン屋	
			松本商店	旅客運送業		哲西町矢田 ごめ工房	
				千屋	(有)黒田商事		
				菓子製造業			
				哲西町大野部	(有)沖津食品		

新見市地域ポイントサービス規約

(目的)

第1条 この規約は、西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR西日本」といいます。）が発売するサービス対象ICOCAの利用者に対して、一般社団法人新見市観光協会（以下「協会」といいます。）が提供するポイントサービス（以下「本サービス」といいます。）の内容及び適用条件等を定め、もって利用者の利便性向上を図ることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 本サービスの内容及び適用条件等については、この規約の定めるところによります。

2 この規約に定めのない事項については、法令及びJR西日本が定める「ICカード乗車券取扱約款(平成15年10月西日本旅客鉄道株式会社公告第19号)。(以下「IC約款」といいます。)」 「ICOCA電子マネー取扱約款(平成17年9月西日本旅客鉄道株式会社公告第17号)。(以下「電子マネー約款」といいます。)」 「地域ポイント用ICOCA取扱規則」等の定めるところによります。

(用語の定義)

第3条 この規約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- 「地域ポイント」とは、新見市及び協会が発行者となり、この規約に従って利用者に付与されるポイントをいいます。
- 「サービス対象ICOCA」とは、本サービスを利用可能とするため、あらかじめ協会に登録されたICOCAをいいます。
- 「新見市オリジナルICOCA」とは、サービス対象ICOCAとして、新見市が市民に無償で交付する別紙に定めるデザインのコCAをいいます。
- 「ICOCA・地域ポイント加盟店」とは、協会がICOCA電子マネー及び地域ポイント取引に係る加盟店として指定した店舗等をいいます。
- 「利用月」とは月初日から月末日の1ヶ月間をいいます。

(利用申請・登録)

第4条 利用者は、本規約に同意することで、本サービスの提供を受けることができます。

2 利用者は、協会が提供する専用サイト(以下、「マイページ」といいます。)に対して登録を行うことで、マイページを利用することができます。

(地域ポイントの付与)

第5条 ICOCA・地域ポイント加盟店におけるサービス対象ICOCAでのICOCA電子マネーの利用月(1日は当日午前0時から当日23時59分までの間とします。)の利用に対し、利用額に協会が定めるポイント付与率を乗じて算出された数を地域ポイントとし、付与します。ただし、協会が地域ポイントの付与を行わない店舗等として定めたICOCA・地域ポイント加盟店におけるサービス対象ICOCAでのICOCA電子マネーの利用に対しては、地域ポイントは付与されません。

2 前項のほか、新見市及び協会又はICOCA・地域ポイント加盟店等が実施するイベントにより一定の条件を満たした場合に地域ポイントを付与します。この場合、地域ポイントの付与日は協会の定めるところによります。

3 第1項により付与される地域ポイントは、利用月の翌月末に一括して付与されます。

4 前項の定めにかかわらず、協会の運営上の都合により、地域ポイントの付与日は変更となる場合があります。

5 前四項の定めにかかわらず、IC約款及び電子マネー約款の定めによるほか、本サービスの提供に必要な設備等の障害の発生により、やむを得ずサービス対象ICOCAを利用できない場合には、地域ポイントは付与されません。

6 地域ポイントは、別のサービス対象ICOCAに付与することはできません。

7 新見市及び協会は、第2項の実施や本サービスの利用、活用の推進または利便性の向上を目的に、JR西日本及びそのグループ会社と利用者のサービス対象ICOCAの利用実績を共有する場合があります。

(地域ポイントの利用)

第6条 地域ポイントは、ICOCA・地域ポイント加盟店における商品やサービスの代金の支払いに充当することができます。ただし、協会が地域ポイント取引を行わない店舗等として定めたICOCA・地域ポイント加盟店においては、地域ポイントの利用はできません。

- 地域ポイントは、1ポイント1円として換算します。
- 地域ポイントは、現金と交換することはできません。

(地域ポイントの効力)

第7条 第5条第1項の定めにより付与された地域ポイントの有効期限は付与日から6か月となります。

2 第5条第2項の定めにより付与された地域ポイントの有効期限は付与日から6か月を上限とし、協会の定めるところによります。

3 前二項の定めにかかわらず、協会の運営上の都合により、地域ポイントの有効期限は付与日から6か月を上限とし、変更となる場合があります。

(地域ポイントの確認)

第8条 利用者は、協会指定のサービス対象ICOCA用の端末及びマイページにより、前月から過去6ヶ月の間に付与された地域ポイントおよび利用された地域ポイントの履歴、地域ポイントの残高を確認することができます。

(地域ポイントの残高及び利用情報の引継)

第9条 協会のシステム上の都合や採員の取扱い誤りによりサービス対象ICOCAを交換する必要があると協会が判断した場合は、交換前のサービス対象ICOCAの利用登録及び地域ポイントの残高を新たなサービス対象ICOCAへ引き継ぐことがあります。

(地域ポイントの訂正)

第10条 協会は次の場合に、利用者が保有する地域ポイントを訂正することができますものとしてます。

- 協会が誤って地域ポイントを付与した場合
- その他、協会が地域ポイントを訂正することが適切であると判断した場合

(地域ポイントの不正入手)

第11条 本規約に定める以外の方法で不正に地域ポイントを入手した場合は、当該サービス対象ICOCAを無効として回収します。この場合、保有する地域ポイントは無効となります。

(地域ポイントサービスの制限又は停止)

第12条 協会及びICOCA・地域ポイント加盟店は、本サービスの提供に必要な設備等の保守点検の実施等により、本サービスの提供を予告なしに一時的に制限又は停止することがあります。

2 前項に基づく本サービスの制限又は停止に対し、協会及びICOCA・地域ポイント加盟店はその責めを負いません。ただし、当該制限又は停止が、協会の故意又は重過失によって生じた場合は除きます。

(新見市オリジナルICOCAの取扱い)

第13条 新見市オリジナルICOCAを返却した場合は、利用登録が解除され、本規約に定める一切のサービスを受けることができます。

2 新見市オリジナルICOCAを返却した場合は、当該カードの地域ポイントは全て無効となります。

3 利用者は、新見市オリジナルICOCAの紛失、盗難等による再発行の請求をすることはできません。

4 障害による再発行は、地域ポイント用ICOCA取扱規則の定めるところによります。

(免責事項)

第14条 サービス対象ICOCAの紛失・盗難等により、第三者が地域ポイントを不正に使用した場合であっても、利用者の損害については、協会及びICOCA・地域ポイント加盟店はその責めを負いません。

2 その他、新見市、協会、JR西日本及びICOCA・地域ポイント加盟店の責めに帰すことのできない事由から発生した利用者の損害については、新見市、協会、JR西日本及びICOCA・地域ポイント加盟店はその責めを負いません。

(規約の変更)

第15条 新見市、協会及びJR西日本は、民法548条の4の規定に基づき、以下の場合には、本規約を変更することができますものとしてます。

- 本規約の変更が、利用者の一般の利益に適合する場合
- 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

2 本規約を変更する場合、新見市及び協会はあらかじめインターネット上で公表する等の相当な方法で、変更内容及び変更後の規約の効力発生時期を周知するものとしてます。また、新見市及び協会はポイントの付与条件や利用条件に関する内容の変更を行う場合には、変更の最低1ヶ月前に事前周知を行うものとしてます。

施行期日	2022年10月1日から施行する。
附 則	2023年6月1日から施行する。
附 則	2026年3月1日から施行する。

※「ICカード乗車券取扱約款」「ICOCA電子マネー取扱約款」「地域ポイント用ICOCA取扱規則」はJR西日本HPでご確認ください。